

第 1 4 号議案

中野区区政情報の公開に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 4 年 3 月 2 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

区政情報の公開の請求に係る事務手数料を廃止する必要がある。

中野区区政情報の公開に関する条例の一部を改正する条例

中野区区政情報の公開に関する条例（昭和61年中野区条例第9号）の一部を次のように改正する。

第12条の見出しを「（費用）」に改め、同条第1項を次のように改める。

公開請求に係る事務手数料は、無料とする。

第12条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「交付」の次に「及び送付」を加え、後段を削り、同項を同条第2項とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第12条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる中野区区政情報の公開に関する条例第10条第1項の規定による請求情報の公開の決定（当該決定の内容が請求情報の全部又は一部を公開するものに限る。以下同じ。）について適用し、この条例の施行の前に行われた同項の規定による請求情報の公開の決定については、なお従前の例による。